

【補足説明】

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の10第6号には、指定の取消しや指定の効力を停止することができる旨が規定されています。

介護保険法の抜粋

(指定の取消し等)

第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第七十八条の四

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 「緊急やむを得ない場合の適正な手続き」とは、以下のとおりとされており、その具体的な内容については記録しておくことが必要です。

(1) 緊急やむを得ない理由に該当するかの検討(本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での実施)

緊急やむを得ない理由は、3つの要件を満たすことが必要です。

- ①「切迫性(生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)」
- ②「非代替性(身体拘束以外の方法がないこと)」
- ③「一時性(一時的なものであること)」

(2) 本人や家族に対する詳細な説明

(3) 3つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

3つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要です。